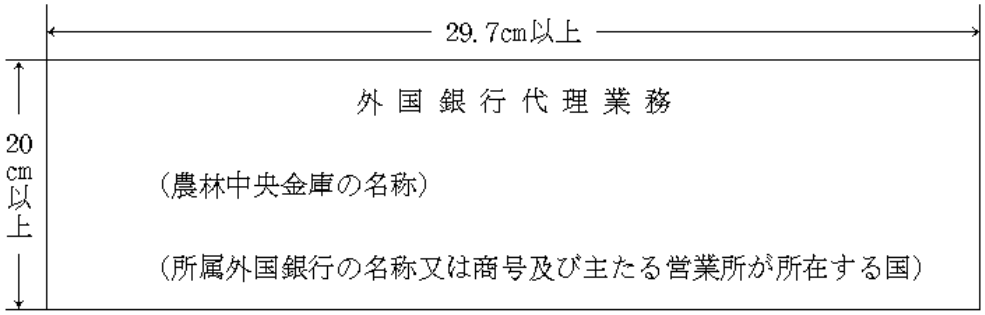
別紙様式第７号の２（第85条の35関係）（平20内府農水令12・追加、平26内府農水令６・平30内府農水令５・一部改正）



（記載上の注意）

１　「農林中央金庫の名称」には、農林中央金庫と記載すること。

２　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（農林中央金庫法第59条の４第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。